

④北里大学学生における懲戒処分に関する公表基準

(総則)

第1条 この基準は、北里大学学生(併設校学生を含む。)の懲戒処分の公表が適正に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基準は、北里大学における懲戒処分事案を公表することにより、本校の管理運営の透明性を確保するとともに、学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

(公表する対象)

第3条 学則上の懲戒処分は原則としてすべて公表する。

ただし、公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高い等の理由により、公表が適当でないと学長が認めた場合にあってはこの限りではない。

2 懲戒処分に係る標準ガイドラインは別に定める。

(公表する内容)

第4条 個々の懲戒処分について、学部、学科、学年、学籍番号、処分年月日、処分の種類、処分の理由等の被処分者の属性に関する情報を公表する。

2 ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として併せて氏名も公表する。

(ア) 学則に定める懲戒のうち、懲戒退学となった事案

(イ) 刑事事件となっている事案

(ウ) 本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響の著しい事案

(公表の時期)

第5条 懲戒処分後、原則として速やかに公表する。

(公表の方法)

第6条 原則として、当該学部内の公示より公表する。

2 「懲戒退学」の事案については、学校法人北里研究所ホームページへの掲載及び必要に応じて報道機関等への資料配付を行う。事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて広報担当理事等による記者会見を行う場合がある。

3 学長が必要と判断した事案については、その他の方法を加え公表する。

4 公示については原則として48時間以上、ホームページへの掲載期間は1か月とする。

(主管部署)

第7条 この基準の主管部署は、教学センター事務室とする。

(規程の改廃)

第8条 この基準の改廃は、北里大学学部長会、北里研究所理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

1 この基準は、平成26年9月1日から施行する。